

『資料』

第63回国民体育大会冬季大会スキー競技会実施要項抜粋

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

参加者は、日本国籍を有する者とする。

なお、その他都道府県を代表して参加する者は、次による。

(1) 参加資格

ア 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

イ 第61回又は第62回大会（都道府県大会含む）において、選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第61回又は第62回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 平成18年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による）

(イ) 少年種別

- a 平成18年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
- b 一家転住に係る者（別記2「一家転住等」に伴う特別措置の考え方による）

ウ 選手、監督の兼任は、同一種別内に限る。

エ 前記のほか、選手については、次のとおりとする。

(ア) 参加選手は各季別に1人1競技とする。

(イ) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

(ウ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(エ) 都道府県大会に参加し、これを通過した者であること。

(オ) リレーにおいては、単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成されるチームは参加できない。

ただし、適正な予選方法により、結果として単一大学が選出された場合は、この限りではない。

(カ) ドーピング・コントロール検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地

(ウ) 勤務地

上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成19年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。

ただし、成年種別の参加者が、属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合は、この限りではない。

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

(ア) A（18歳以上 26歳未満）

昭和56年4月2日以降 平成元年4月1日以前に生まれた者

(イ) B（26歳以上 34歳未満）

昭和48年4月2日以降 昭和56年4月1日以前に生まれた者

(ウ) C（34歳以上）

昭和47年4月1日以前に生まれた者

ア 成年女子

(ア) A（18歳以上 24歳未満）

昭和58年4月2日以降 平成元年4月1日以前に生まれた者

（以下次頁）

- (イ) B (24歳以上)
昭和58年4月1日以前に生まれた者
 - (ウ) 少年男子及び少年女子
平成元年4月2日以降に生まれた者
ただし、年齢の下限は中学生3年生とする
 - (4) 参加資格及び年齢基準等に疑義のあるときは、(財)日本体育協会、(財)全日本スキー連盟並びに大会組織委員会が調査・審議の上、(財)日本体育協会が可否を決定する。
- < 附 則 > 次の各号に掲げる者については、日本国籍を有しない者であっても成年又は少年の種別に参加することができる。
- 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する生徒及び学生
 - ただし、
 - () 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項に定める参加申込み締切りに1年以上在籍していること。
 - () 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については、参加できない。参加しようとする当該年以前に前号の規定に該当していた者

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第7項第2号及び第9項第7号(参加資格及び年齢基準)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 3 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 4 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-ウ(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 5 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 6 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切日までに、(財)日本体育協会に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特別措置の考え方】

〔転校への特例〕

次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項-(1)-ウ)に抵触しないものとする。

- (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
- (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
- (3) 「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - 1) 親の転勤による一家の転居
 - 2) 親の結婚、離婚による一家の転居
 - 3) 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
- (4) 転居先の都道府県予選会締切日以前に、次の手続きを終了していること。
 - 1) 別に定める様式により、属していた都道府県体育協会長及び都道府県スキー連盟会長の承認を得ること。
 - 2) 承認を得た書類については、転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県スキー連盟へ提出すること。